

**令和 5 年度（2023 年度）豊中市空家等対策計画策定支援業務  
公募型プロポーザル実施要領**

**1. 業務目的**

本業務は、令和 4 年度（2022 年度）に実施した豊中市空家実態調査による報告書をもとに、本市の空家の状況をふまえた「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）」第 6 条第 1 項に基づく「豊中市空家等対策計画」（以下「計画」という。）を策定するため、もつとも適切な企画力、技術力や実施体制を有する事業者が策定に係る支援業務を委託することを目的とする。

**2. 業務概要**

(1) 業務名称

令和 5 年度（2023 年度）豊中市空家等対策計画策定支援業務

(2) 業務内容

令和 5 年度(2023 年度)中に策定を予定している計画の策定作業全般にわたる支援業務及び計画素案(案)の作成。

I. 空家等対策に関する情報収集及び整理

豊中市空家実態調査(令和 4 年度(2022 年度)実施)による報告書等をもとに、類似・近隣自治体との比較、本市を取り巻く社会経済状況等の整理・分析を行う。

II. 計画素案の作成支援

法の趣旨及び豊中市住宅マスタープラン検討委員会（同空家等対策部会を含む。以下「委員会」という。）での議論、豊中市空家実態調査による報告書を踏まえ、上位計画との整合を図り、他市の施策等について情報収集を行い、多様な観点から分析した上で、本市の特性等をふまえた施策および評価指標を提案する。

III. 附属機関の運営支援

委員会への出席及び資料作成、説明等運営支援を行う。

(3) 業務期間

契約締結日から令和 6 年（2024 年）3 月 31 日まで

(4) 予算額

委託料の上限は、5,600,000 円（税込み）

### 3. 応募（参加）資格

応募者は、応募書類提出期限日において、下記の要件を満たすものとする。なお、応募書類提出後においても、要件を満たさなくなった場合は、応募者の参加を認めないものとする。

（資格要件）

- （1） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- （2） 次の業種の令和 4 年度豊中市入札参加資格を有すること。  
業種：「都市計画・交通関係調査業務（測量及び建設コンサルタント業務を除く）」
- （3） 本市から豊中市入札参加停止基準（令和 2 年 4 月 1 日実施）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- （4） 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（令和 2 年 2 月 4 日実施）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- （5） 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- （6） 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規程による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- （7） 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申し立てをしなかった者又は申し立てをなされなかった者とみなす。
- （8） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申し立てを含む。以下「更生手続開始の申し立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申し立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申し立てをしなかった者又は更生手続開始の申し立てをなされなかった者とみなす。

**4. 日 程** ※日程は変更する場合がある。

- (1) 募集要領等の公表 令和 5 年 (2023 年) 2 月 10 日 (金)
- (2) 質問事項の締切 令和 5 年 (2023 年) 2 月 17 日 (金)  
 ※質問はメールで受け付け、回答は本市のホームページに掲載し、個別には行わない。
- (3) 質問事項への回答 令和 5 年 (2023 年) 2 月 24 日 (金)
- (4) 応募書類提出期限 令和 5 年 (2023 年) 3 月 3 日 (金)
- (5) 第一次審査 (書類審査) 令和 5 年 (2023 年) 3 月 7 日 (火)  
 ※応募者が 5 者以上あった場合のみ実施する。
- (5) 第二次審査 (プレゼンテーション) 令和 5 年 (2023 年) 3 月 22 日 (水)
- (6) 審査結果の通知 令和 5 年 (2023 年) 3 月 下旬
- (7) 委託契約の締結 令和 5 年 (2023 年) 4 月 月上旬

**5. 応募手続等**

(1) 提出書類

No.	様 式 名	様 式
①	プロポーザル参加表明書 ・ 正本 1 部のみ提案者の代表者印 (本市へ事業者登録を行っている印。以下同じ) を押印すること。副本は複写可。	様式 1
②	提案者の概要 ・ 「従業員」は企画提案書提出時の現員を記入すること。 ・ 「業務内容」は代表的な業務分野を記入すること。 ・ 「組織図」は企画提案書提出時の組織図を記入すること。また、図中に本業務を受託した場合の担当窓口を明示すること。	様式 2
③	提案者の業務実績等 ・ 平成 27 年度以降に受託した空家等対策計画及び類似計画 (都市計画マスタープラン、住宅マスタープラン等) の策定支援業務を請け負った実績について記載すること。	様式 3
④	統括責任者及び担当者の業務実績調書 ・ 統括責任者及び担当者は、提案者の会社に属するものとする。 ・ 「保有資格等」は、技術士 (ただし「建設部門：都市及び地方計画」) の他、本業務処理に資する現に保有する資格を記入すること。 ・ 「従事技術分野の経歴等」は、本業務に関して担当する活動分野について最終学校卒業後の経歴を記載すること。 ・ 「参画した主要業務の概要と担当した分野」は、平成 27 年度以降に担当した空家等対策計画及び類似計画等に係る業務のうち、代表的なものについて、当該業務の概要及び担当した分野 (総括、技術など) を記入すること。(複数記入可)	様式 4

⑤	<p>業務実施体制調書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の実施にあたっての取り組み体制及び特徴を記入すること。</li> <li>・役割の欄には本委託業務における担当分野や業務内で担う役割を記載すること。</li> <li>・現在担当している業務数の欄には契約金額が 100 万円以上の業務数を記載すること。</li> <li>・主な勤務場所は都道府県を記載すること。</li> <li>・様式 5 は適宜作り変えてもよい。ただし A4 で 1 枚に収まるように記入すること。</li> </ul>	様式 5
⑥	<p>処分歴の確認書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公募開始日から過去 3 年以内の処分歴等について確認すること。</li> <li>・入札参加停止又は除外措置を受けた場合は、その内容と期間及び終期がわかる書類の写し、契約解除を受けた場合は、契約解除通知書の写し、書面による警告を受けた場合は、その書面の写しを添付すること。</li> <li>・正本 1 部のみ提案者の代表者印を押印すること。副本は複写可。</li> </ul>	様式 6
⑦	<p>業務計画予定書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業項目ごとに実施時期を記入すること。</li> <li>・A4で1枚に収まるように記入すること。</li> </ul>	任意
⑧	<p>企画提案書</p> <p>A3 又は A4 とし、以下の項目 I、II、III の内容を記載すること。</p> <p>〈項目 I〉 計画に対する発想・課題解決方法等の提案①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 4 年度豊中市空家実態調査報告書概要版を基に、本市の空家に関する課題を導き出す方法等の提案を示すこと。</li> </ul> <p>〈項目 II〉 計画に対する発想・課題解決方法等の提案②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、想定される本市の空家に関する課題とその課題を解決するためのアイデアについて提案を示すこと。</li> </ul> <p>〈項目 III〉 委員会の運営支援体制についての提案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会の運営支援体制について提案を示すこと。</li> </ul>	任意
⑨	<p>見積書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費、経費など見積書金額の積算根拠を明示した内訳書（任意形式）を添付し提出すること。</li> <li>・正本 1 部のみ提案者の代表者印を押印すること。副本は複写可。</li> </ul>	任意

(2) 提出部数

正本 1 部 副本 6 部（正本のみ代表者印を押印、副本はコピー可）

及び提出書類 No.①～⑨のデータを格納した電子媒体（CD-R 又は DVD-R）

(3) 提出期限

令和5年(2023年)3月3日(金)17時15分必着

※提出書類の分割提出は認めない。

(4) 提出方法

持参(平日8時45分から17時15分まで受付可)、郵送、宅配便のいずれかとする。

※郵送、宅配便により提出する場合、提出先に対し提出書類の到達確認をすること。

(5) 提出書類作成の際の参考資料

- ・令和4年度(2022年度)豊中市空家実態調査報告書 概要版
- ・空家等対策計画策定スケジュール(案)

企画提案書作成の参考に貸し出しを行うため、事務局まで連絡すること。プロポーザルの参加を取りやめた時点、または、第二次審査を終えた時点で返却すること。

(6) 質疑応答等

業務内容や提出書類、審査手続き等について質問がある場合は、質問書(様式7)に記入のうえ、事務局あてにメールで提出すること。

【質問書提出期限】令和5年(2023年)2月17日(金)17時15分必着

令和5年(2023年)2月24日(金)に本市のホームページに質問への回答を掲示する。

(7) 提出先

下記10.を参照。

## 6. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・本案件期間中に上記「3. 応募(参加)資格」で規定する参加資格を満たさなくなったとき
- ・委託限度額を超える提案を行ったとき
- ・提案書類において、虚偽の内容を記載したとき
- ・提出書類の不足又は提出期限までに提出場所に提出書類の提出がないとき
- ・プレゼンテーション審査に欠席したとき
- ・一団体に複数の提案をしたとき
- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・法令並びに本市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・審査の公平性を害する行為があったとき
- ・前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査会が失格であると認めたとき

## 7. 選定方法

### (1) 審査方法

本市職員で構成する審査会を設置し、審査する。審査は、下記(2)で定める評価基準に基づき各審査員が採点し、全審査員の合計得点により順位を決定する。審査会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

応募事業者が5者以上あった場合のみ、事前に第一次審査(書類審査)を行い、上位3者により第二次審査を行う。第一次審査がない場合は、その旨を各審査員及び全応募者あてに通知する。第一次審査通過者には、その旨と第二次審査の案内、その他の応募者には選考外となった旨を通知する。

第二次審査はプレゼンテーションを行い、第一次審査の結果にかかわらず、新たに行うものとし、最高得点を得た提案者を第一優先交渉権者とする。

但し、第二次審査の結果、全体配点の50%未満の提案者が第1位となった場合は第一優先交渉権者とししない。得点と同じ場合は当審査会で最終合議の上、審査結果を確定する。

### 第二次審査(プレゼンテーション)について

①日時：令和5年(2023年)3月22日(水)

※時間及び場所については、提案者に別途連絡する。

②発表時間：30分(各提案者につき20分以内のプレゼンテーションの後、質疑・応答とする。)

③機材等：パワーポイント等を使用する場合に必要な機材は、提案者で用意すること。電源、スクリーン、プロジェクターの貸し出しが必要な場合は事前に申出ること。

④プレゼンテーションを行う者：本業務に携わる担当者とする。

⑤その他：当日の出席者は3名以内とし、すべて提案者の雇用する従業員とする。

※説明資料については事前に提出された資料に限る。

### (2) 評価項目

項目	配点	備考
①業務経歴・担当者実績等	25点	・提案者の業務実績と体制 ・担当者の業務実績等
②提案内容	15点	企画提案書作成やプレゼンテーション能力及び取組み姿勢
	20点	発想・課題解決方法等の提案①〈5.(1)⑧の項目Ⅰ〉
	20点	発想・課題解決方法等の提案②〈5.(1)⑧の項目Ⅱ〉
	10点	委員会の運営支援体制への提案〈5.(1)⑧の項目Ⅲ〉
③見積価格	10点	見積額の妥当性及びその金額
④処分歴	内容に応じ て減点	処分歴についての評価
合計	100点	

### (3) 審査結果の通知

審査結果は、令和 5 年（2023 年）3 月下旬に郵送にて通知する。

なお、本市と仕様並びに価格等の協議の上、本市の内部の手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、第一優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約束するものではない。

### (4) 審査結果の公表

審査結果は、本市のホームページ等により公表する。

## 8. 契約について

- (1) 第一優先交渉権者の選考後、提案書の内容に基づき、本市と協議のうえ業務内容を確定し、令和 5 年（2023 年）4 月上旬を目途に契約手続を行う。なお、第一優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者と契約することがある。
- (2) 契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、本市と詳細を協議する。協議の結果、契約内容と仕様、契約金額については、採択された提案と変更が生じることがある。
- (3) 本業務の受託者は本市財務規則（昭和 46 年規則第 13 号）に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行うこと（受託者が同規則第 110 条の契約保証金の納付の免除規定に該当する場合は除く。）。

## 9. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費（提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用等）は、応募者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は提案者に属するが、審査等において必要な範囲で複製を作成する場合がある。また、提出書類は、豊中市情報公開条例（平成 13 年豊中市条例第 28 号）に定めるところにより公開される場合がある。
- (3) 審査会の構成員、提案者名簿等の内容についての質問は一切受け付けない。
- (4) 質問事項の締切以降、業務に係る質問は受け付けない。
- (5) 提出書類の返却、提出期限以降における書類の差替及び再提出には応じない。
- (6) 提出書類に記載された受託業務の担当者等は、本市がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- (7) 応募を取り下げの場合は、速やかに事務局まで文書（様式は任意）で通知すること。

## 10. 応募・質問等の問合せ先（事務局）

〒561-8501 豊中市中桜塚 3 丁目 1 - 1

豊中市 都市計画推進部 建築安全課

TEL : 06-6858-2429 FAX : 06-6854-9534

E-mail : kansatsu@city.toyonaka.osaka.jp